

別紙 管理番号 14「社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実地を伴わない手法の検討」回答

【社会福祉法人】

(回答)

今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえて、感染症のまん延を防止する必要性が高く、実地による監査が困難と国が判断する場合には、当該年度において、社会福祉法第 56 条に規定する社会福祉法人に対する指導監査のうち「一般監査」について、実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断した法人を対象に、指導監査ガイドライン（※）に沿った監査内容の実効性を確保した上で、書面やリモート方式のみによる監査も可能とする特例的な枠組みの創設を検討することとしたい。なお、実地による監査に一部書面やリモート方式を取り入れて行うことは現行制度においても可能であり、併せて明確化を図りたい。

（※）「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別紙「指導監査ガイドライン」

(理由)

社会福祉法第 56 条に規定する社会福祉法人に対する指導監査は、法定受託事務として、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人としての遵守すべき事項について所轄庁が運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものであり、平成 28 年に行われた社会福祉法人改革の趣旨（公益性・非営利性を確保する観点から社会福祉法人制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する）を踏まえ、実地において指導監査を行うべきこととしている。

一方で、今後、新型コロナウイルス感染症クラスの感染症が生じ、実地による監査が困難な期間が長期化した場合には、適切な法人運営が行われず、ひいてはその利用者である高齢者や障害者、児童等に不利益が生じるなどの弊害も考えられる。

このため、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地による監査が困難と国が判断する年度においては、当該年度において、社会福祉法第 56 条に規定する社会福祉法人に対する指導監査のうち「一般監査」について、事前の提出書面の確認の結果、運営に特段の問題が認められない法人など、実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断した法人を対象に、指導監査ガイドラインに沿った監査内容の実効性を確保した上で、書面やリモート方式のみによる監査も可能とする特例的な枠組みの創設を検討することとしたい。この場合であっても、運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施される「特別監査」については、引き続き実地で行う必要があると考えている。

なお、現行制度においても実地による監査に一部書面やリモート方式を取り入れて行うことは可能であり、併せて明確化を図りたい。また、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえた対応として、昨年4月及び本年2月に事務連絡を発出し、新型コロナウイルス感染症のまん延状況下での監査は延期を含め適切に判断するとともに、監査周期が3年を超えることも妨げないという、特例的な取扱いを示している。

【老人福祉施設等】

老人福祉法に基づく老人福祉施設に対する監査については、関係通知において、定期的な実施する監査については、原則、毎年1回、実地での実施を求めているが、前回監査の結果において適正な運営が概ね確保されている場合は、書面による監査の実施を認めている。

また、介護保険法に基づく介護保険施設等に対する指導については、関係通知において、集団指導及び実施指導を規定しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年3月9日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、当該地域での感染症発生状況や介護保険施設等の対応状況等を踏まえた上で、実地指導については、その実施について検討し、状況によっては時期を延期すること等も含め柔軟な対応とすることや、集団指導については、集合形式での実施が困難な場合はオンライン等を活用した方法について検討し実施を求めている。

このほか、老人福祉法に基づく有料老人ホームに対する指導については、関係通知において、定期的な立入調査や集団指導を規定しており、このうち、集団指導については、オンライン等を活用した方法について示している。

今般の提案を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン等で行うことができるものについては、オンライン等を活用した実施も差し支えないものとする旨の通知の発出等を含め、改めて検討を行う。

【児童福祉施設等】

児童福祉施設に対しては、現状、児童福祉法施行令第38条（昭和23年政令第74号）により、都道府県知事が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかについて1年に1回以上の実施検査を行うこととしている。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行により、児童福祉施設における平時からの感染症等に対する備えや、感染症流行時の業務継続の重要性が再認識され、また、各地方自治体による児童福祉施設への指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められている。

これらを踏まえ、児童福祉施設における感染拡大防止と両立した指導監査の在り方等に

ついて検討を行うこととしている。

認可外保育施設についても、質の確保に留意しつつ、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、検討を行う予定である。

なお、幼保連携型認定こども園の指導監査については、児童福祉施設について原則として1年に1度以上実地調査を行うこととの均衡に留意しながら、各都道府県知事等の判断によることとしているところであり、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。

【障害福祉施設】

自立支援給付対象サービス等の質の確保、自立支援給付の適正化並びに適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法の規定により指定又は施設基準の基本的事項を確認することにより、原則、定期的に実地で指定障害福祉サービス事業者等に対して指導を行っている。

当該指導については、特に利用者又は入所者に対するサービス提供状況（処遇面、特に虐待）及び給付費の請求事務（不正又は不当な請求）が適正に行われているかの確認が重要であり、現地での確認を伴わないリモート等の方法で適切な指導が可能かどうか、慎重な検討が必要であると考えているが、一方で、感染拡大防止の観点も重要であるため、感染拡大防止と両立した指導監査の在り方等について検討を行っていききたい。

なお、利用者又は入所者への虐待や給付費の架空請求等の不正事案のある指定障害福祉サービス事業者等に対する監査については、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとる必要があることから、直接関係者との面談や書類で事実確認をするため、実地で行う必要がある。

別紙 管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」回答

【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】

市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書については、地方税法附則第7条の第3項1号及び第10項第1号の規定に基づき、当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載することとされている。

ご提案の内容については、ご指摘のとおり対応することも含め、令和4年度税制改正において議論の上、検討してまいりたい。

【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】

国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）について、保険者から認定を受けた被保険者は、保険医療機関等の窓口において被保険者証とあわせて当該証を提示することで、認定を受けていることの確認を受けることができる。当該証を提示した者が、当該被保険者であることの確認ができるよう、被保険者証と同様の記載事項を設けているところである。

その上で、当該証を含む各種の証の性別表記については、「被保険者証の性別表記について」（平成24年9月21日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）及び「被保険者証の性別表記について」（平成24年12月6日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）において「やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって性別の表記方法を工夫しても差し支えない」旨などお示ししており、各保険者の判断で適切に運用していただくこととしている。

【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】

令和3年7月にとりまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同開催））において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたところである。これを踏まえ、省令・通知改正等の必要な作業を進める予定である。

【年金手帳再交付申請書】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)により国民年金法(昭和34年法律第141号)が改正され、令和4年4月1日に国民年金手帳に関する規定が廃止されることに伴い、同日以降は、国民年金手帳に代えて、基礎年金番号が確認できる書類として基礎年金番号通知書を作成及び交付することとしており、当該通知書の再交付申請においては「性別」の記載は要しないこととする。

【経営所得安定対策等交付金交付申請書】

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。

【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】

新農業者年金の老齢年金は、自ら積み立てた保険料とその運用収入により年金額が決まる積立方式の年金制度である。

被保険者が自ら積み立てた保険料を適切に年金として受給権者へ還元しつつ、将来にわたって、年金財政の均衡を保つため、老齢年金の額は、裁定時(原則65歳)に、①納付された保険料とその運用収入の総額(年金原資)を、②年金現価率(予定利率と年金受給権者の生存・死亡の状況を見込むための予定死亡率から算定)で除して算定することとしている。

年金現価率は、平均余命の違いにより男女で異なる予定死亡率を勘案して男女別々に算定しているところであり、積み立てられた保険料を適切に還元等できる年金額を算定するために、裁定請求書へ男女を明記いただく必要がある。

なお、旧農業者年金の老齢年金は、新農業者年金とは異なり賦課方式を採用していた制度であり、制度上、男女による差がないことから、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

【借地権申告書、権利変動届出書】

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案も踏まえ、今後、対応の検討を進めてまいりたい。

別紙 管理番号 102「と畜場法第 14 条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化」回答

と畜検査は、獣畜の疾病や異常を、獣医学的知識でもって判定し、食用不可として排除するための検査であり、各検査は、いずれも生理学、解剖学、病理学、微生物学等獣医学の専門知識をもった獣医師が望診、触診、解剖等により行う。近年のとさつ頭数に大きな変化はなく、と畜検査員数も横ばいとなっており、獣医師による検査の実施を取り巻く状況に大きな変化は生じていない。

また、農林水産省のデータによると、獣医師国家試験合格者は毎年 1,000 名程度で横ばいとなっており、獣医師の供給状況についても、急に悪化した状況は認められない。

従って、と畜場の作業衛生責任者とたい等の異常の有無の確認を行わせることによりと畜検査を簡略化させる明確な必要性は生じていないと認識している。

他国の制度をみると、米国及び EU では、牛及び豚の検査にと畜場の従業員が補助できる規定を置いていない。国際貿易においては、衛生当局は輸出食肉に対する公的な保証を提供する必要があり、輸出協議において我が国のと畜検査制度が輸出先国の制度と同等であることの確認が行われていることにも留意する必要がある。

食鳥検査とと畜検査はいずれも獣医師である検査員が行うこととしているが、食鳥検査のうち、と殺後の検査については、検査員の監督のもと、食鳥処理場の従業員である食鳥処理衛生管理者に食鳥とたいの状況について視覚や触覚等を用いて異常の有無を確認させることで、食鳥検査のうち、食鳥とたいの状況についての望診及び触診の一部を簡略化することを可能としている。

これは、食鳥については、

- ①牛や豚と比べて若齢であることや同一の飼養管理の下、飼育された鶏群（ロット）が搬入されることにより、疾病や異常の出現が複雑でなく、
- ②疾病等が出現しても、とたいが小さいため、検査が必要となるとたいの内外側面や内臓の状態を一度に確認でき、異常の有無の判断が比較的容易であり、
- ③食用不適となる病変があれば、一羽全体などの単位で廃棄するのが一般的であるため、当該病変部位を容易に排除することが可能であることや、
- ④食鳥処理は一度の処理羽数が多い

こと等から、食鳥処理衛生管理者による、とたいの色、形、大きさ、もろさなどの大まかな確認で、異常のある個体を排除することを可能としたものである。

なお、上述の食鳥処理衛生管理者の行為は食鳥法処理法第 15 条に基づく確認であって、この確認により、と殺後検査が一部簡略される場合であっても、最終的な検査及びその結果の判断は獣医師である検査員が行うため、食鳥肉の安全性は確保される。

一方、牛や豚は、

- ①食鳥と比べて高齢で後天的要素の影響を受けやすいほか、様々な飼養管理下で育てられ

た動物が搬入されるため、疾病や異常の出現が個体ごとに様々であり、

②ある部位の疾病や異常から、他の部位への波及を想定して検査する必要があるが、とたい
が大きいことから内臓、枝肉等の状況を一度に確認することが困難であり、

③食用不適となる病変があれば、当該病変部位を除去して廃棄し、その他は食用とするのが
一般的であるため、当該病変部位の範囲の判断が必要となる

こと等から、獣医師が専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して個体ごとの
詳細な確認を行った上で、必要に応じて精密な検査を行う必要があり、食鳥処理法第 15 条
第 7 項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化することは難しいと考えている。

提案団体からの見解について補足説明

- 職業能力開発校と専修学校を同等と主張することについて、例えば、自動車整備士養成施設は国の「自動車整備士養成施設等の基準」に基づくものであり、2級自動車整備士養成課程のある職業能力開発校と専修学校とでは、指導内容や施設の設備等は同等である。
- このように職業能力開発校は、設備及び編制等において既に入管法別表1の4に掲げられている専修学校と同等と認められるため、職業能力開発校入校者に「留学」を付与していただきたい。
- さらに、本提案は「経済財政運営と改革の基本方針2021」に掲げる「外国人材の受入」により、地方の中小企業の人材確保が図られ、「活力ある中堅・中小企業等の創出」を促した「活力ある地方創り」への貢献も期待できることから、国の方向性と一致している。
- なお、本県の職業能力開発校修了者（2年課程）は、職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校専門課程と同等のカリキュラムを修了したと認められ、職業能力開発大学校応用課程に編入が許可されている。
- 上記のように編入が認められていることから職業能力開発校が専修学校と設備及び編制等で同程度とみなせると考える。
- 仮に、専修学校と同程度とみなせないとした場合であっても、本県としては、制度改正により、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に掲げる教育機関の対象を拡大すべきと考えるが、それができない理由、また拡大することによる支障を明確にお示しいただきたい。
- また、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に関する主張については、県の職業能力開発校において、プログラミング、自動車整備等を実施するなど、修了生は一定水準以上の専門的知識を習得しており、またその知識を必要とする業務に従事している。
- 職業能力開発校と専修学校では、修了者の取得可能な資格が同等の場合が多く、習得する専門的知識も同程度と考えられることから職業能力開発校修了者について、専修学校修了者と同等に評価し「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を付与できると考える。

資料1：負担軽減の在り方に疑問が残る具体例

	A	B	疑問点
事例 ①	本人の年金収入等125万円 ⇒第3段階②で認定	本人の年金収入等115万円 ⇒第3段階①で認定	施設入所者だと年間25万円超の負担の差 (食費：710円×365日) 収入差は10万円しかないのに、自由に使える収入が 年額15万円以上差が出てしまうのではないかと？
事例 ②	本人の課税年金収入が247万円で 住民税課税のため、限度額は第4段階	本人の課税年金収入が243万円で 住民税非課税のため、限度額は第3段階②	特養入所者（多床室）とすると年間20万円超の負担の差 (食費：85円×365日) (居住費：485円×365日) 収入差は4万円しかないのに、自由に使える収入が 年額15万円以上差が出てしまうのではないかと？ ※障害者控除利用を想定し、年金収入245万円ケースで検討

資料2：資産要件に基づく認定を行うにあたり、疑問を生じる具体例

事例 ①	預金通帳等の写しについて、親族等へ贈与したとして多額の資産を減らしてくるケース。
事例 ②	預金通帳等の写しについて、多数の親族等へ祝い金等を支出したとして多額の資産を減らしてくるケース。
事例 ③	預金通帳等の写しについて、家の修繕等のため多額の費用を支出したとして多額の資産を減らしてくるケース。（親族が費用を立て替えていたとして本人の資産を減らしてくるケースも有）
事例 ④	預金通帳等の写しについて、様々な費用を親族が立て替えた（これから立て替える費用まで算出してきたケースも有）として、本人の多額の資産を減らしてくるケース。
事例 ⑤	預金通帳等の写しについて、多額の医療費の支払いのため、多額の資産を減らしてくるケース。
事例 ⑥	預金通帳等の写しについて、わずかな資産しかなく、それが全ての資産であるとして申請をしてくるケース。（それでいて生活保護等を受給しているわけではなく、年金額が高額であるわけでもない）
事例 ⑦	20年以上も前の借用証書を提出し、まったく支払っていないとして負債の申告をしてくるケース。
事例 ⑧	居住の用に供している不動産は資産として計算しないが、住宅ローンについては負債として申告をしてくるケース。

＜補足資料＞

管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」（明石市）

【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】

市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書は、氏名や住所、生年月日の記載を求めており、加えて、申告特例申請書は個人番号も記載するため、個人の特定は容易であることから、性別記載欄は不要と考える。

【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】

医療や介護においては、性別に由来する特有の疾患や診療行為等があることから、被保険者の性別を確認するため被保険者証に性別を記載する代わりに、通知のとおり表記方法を工夫することは有効な手段と理解している。

このたび見直しを提案する国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）等は、性別が記載されている被保険者証に添えて医療機関等の窓口に提出する書類であり、性別確認は被保険者証で可能である。また、認定証等を提示した者が当該被保険者であることは、認定証等に記載されている被保険者番号や氏名、生年月日等によって確認できるため、認定証等に性別記載欄は不要と考える。

【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】

小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書及び小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書については、令和3年7月に関係審議会において取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」のとおり、早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。

【年金手帳再交付申請書】

年金手帳再交付申請書については、ご回答のとおり着実な取組をお願いしたい。

【経営所得安定対策等交付金交付申請書】

経営所得安定対策等交付金交付申請書については、申請書に記載する氏名や住所、生年月日によって本人確認が可能と考えるため、ご回答のとおり、令和4年度からの廃止に向けて着実な対応をお願いしたい。

【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】

旧農業者年金の老齢年金においては、業務上性別を把握する必要がなく、また、農業者年金農業者老齢年金裁定請求書に記載する農業者年金被保険者証の記号番号や氏名、住所、生年月日によって本人確認が可能であることから、裁定請求書に性別記載欄は不要と考える。

新農業者年金の老齢年金算定請求は、基金は、加入時に提出する農業年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書等から性別を把握しており、算定時に性別によって異なる予定死亡率を勘案するためにはその保有データから性別を確認できるため、裁定請求書に性別記載欄は不要と考える。

【借地権申告書、権利変動届出書】

借地権申告書や権利変動届出書について、土地区画整理法第74条に基づき、施行者等は登記所や官公署長に対し、無償で必要な簿書の閲覧や謄写、その謄本等の交付を求めることができる。実務上も、申請や届出内容の確認のために住民票の写しの交付を受けていることから、選挙人名簿の作成は可能であり、申告書等に性別記載欄は不要と考える。